

市民税・県民税 申告の手引き

郵送での提出にご協力ください
提出は 令和7年3月17日までに

i 豊橋市ホームページから簡単に申告書の作成ができます!
入力→印刷→ポストに投函で完了です

豊橋 税額シミュレーション



市民税・県民税の申告は必要?

次のチャートを参考に確認してください ▶▶▶

スタート

令和7年1月1日現在、
豊橋市に居住していましたか?

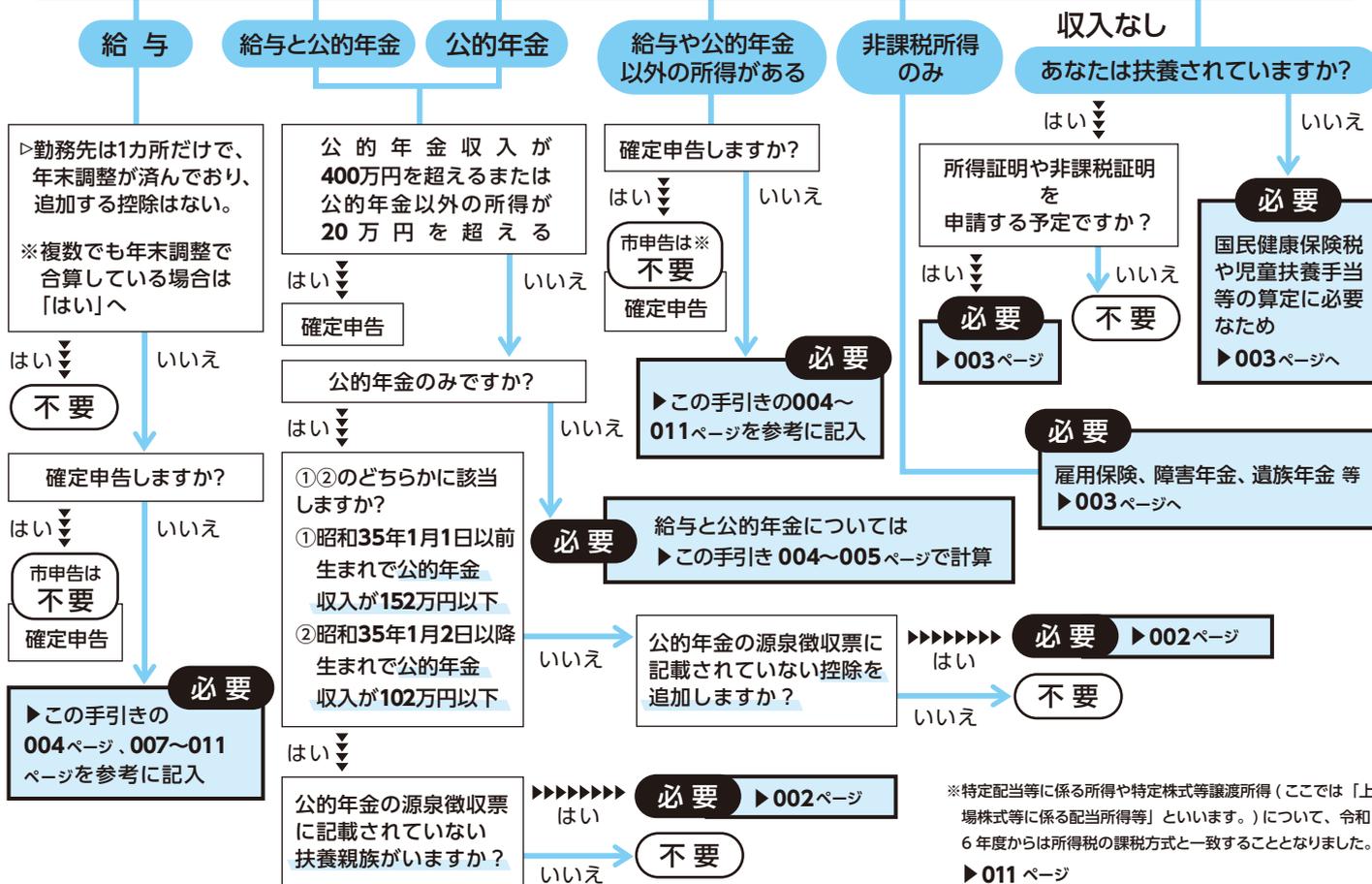
いいえ

豊橋市での申告は必要ありません

令和7年1月1日に住民登録のある
市区町村へお問い合わせください

はい

令和6年1月～12月にどのような収入がありましたか?



⚠ 公的年金収入が400万円以下かつその他の所得が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告の必要がありません。ただし、公的年金の源泉徴収票に記載のない控除(国民健康保険、医療費、生命保険料など)を追加する場合は、市民税・県民税の申告書の提出が必要です。

⚠ 確定申告について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。豊橋税務署にお尋ねください。

この手引きは、
一般的な事項を説明
しています。
ご不明な点はお問い
合わせください。

確定申告(所得税)について

豊橋税務署

☎0532-52-6201

チャットボットで税務職員「ふたば」
にもご相談ください。

市民税・県民税について

豊橋市役所 市民税課

☎0532-51-2200～2207

申告書の郵送は〒440-8501へ
(住所の記載は必要なし)

申告書の書き方 と 本人確認書類について

令和7年度分 市民税・県民税申告書

整理番号	資料番号
現住所	豊橋市今橋町1番地
前住所	同上
フリガナ	トヨハシ イチロウ
氏名	豊橋 一郎
生年月日	平成47年4月8日
電話番号	0532-51-2200
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

(代理人氏名) (続柄)

おもて

申告書には毎回あなたのマイナンバーを記入する必要があります。申告書を提出するときには下のとおり、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項	国民健康保険 343,000円	介護保険 円
国民年金 350,340円	後期高齢者医療保険 円	
社会保険 円	合計 693,340円	
15 生命保険控除	生命保険料計 61,245円	生命保険料計 50,103円
個人年金保険料計 27,955円	個人年金保険料計 円	
16 地震保険控除	地震保険料計 40,000円	旧長期損害保険料計 35,000円
17 基礎控除	基礎控除 円	勤労学生控除 円
18 障害者控除	氏名 豊橋 太郎	障害の程度 1級
19 配偶者控除	氏名 トヨハシ ハルコ	生年月日 48-2-11
20 配偶者特別控除	氏名 豊橋 春子	生年月日 48-2-11
21 扶養控除	氏名 トヨハシ ナツミ	生年月日 15-8-2
氏名 トヨハシ アキオ	生年月日 19-10-16	
氏名 トヨハシ タロウ	生年月日 18-9-2	
22 基礎控除	基礎控除 円	扶養控除の合計 123万円
23 医療費控除	支払った医療費等A 230,000円	保険金などで補填される金額B 50,000円

1 不動産所得	360,000円
2 配当所得	520,000円
3 雑所得	250,000円
4 所得から差し引かれる金額	693,340円
5 給与・公的年金等に係る所得以外	3,386,900円
6 給与と配当所得の内訳	3,000,000円
7 事業・不動産所得に関する事項	2,100,000円
8 総合課税・一時所得の所得金額	900,000円
9 事業専従者に関する事項	500,000円
10 別居の扶養親族等に関する事項	8,000円
11 寄附金に関する事項	10,000円
12 所得税寄附金控除額	8,000円
13 所得金額調整控除に関する事項	0円

うら

004 ページ参照

005~006 ページ参照

006 ページ参照

006 ページ参照

006 ページ参照

009 ページ参照

011 ページ参照

004 ページ参照

申告書には毎回、配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバーも記入する必要があります。本人確認書類は不要です。

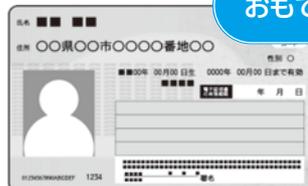
マイナンバーカードをお持ちの方

番号確認書類



うら

身元確認書類



おもて

マイナンバーカードをお持ちでない方

通知カード

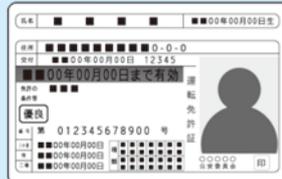


マイナンバー付きの住民票の写し

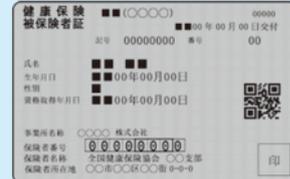


または

免許証



保険証



障害者手帳

などのうちいずれか1つ

公的年金のみの方の記入例

公的年金収入が400万円以下でかつその他の所得が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告の必要がありません。

ただし、公的年金の源泉徴収票に記載のない控除(国民健康保険、医療費、生命保険料など)を追加する場合は、市民税・県民税の申告書の提出が必要です。

源泉徴収票の見本

氏名	豊橋 花子	生年月日	29.10.9	年金の種類	公的年金
区分	2	支払金額	2,633,500	源泉徴収税額	139,620
所得税法第203条の1第1号・第4号適用分					
所得税法第203条の1第2号・第5号適用分					
所得税法第203条の1第3号・第6号適用分					
所得税法第203条の1第7号適用分					
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	特別障害者の数
特別障害者	★	人	人	人(人)	人
その他の障害者					
ひとり親					
寡婦					
社会保険料の額					139,620

現住所・氏名・フリガナ
 生年月日・電話番号
 マイナンバー(個人番号)
 を記入
 添付または提示する本人
 確認書類は001ページ
 を参照

1	収入金額	公的年金等	2,633,500
2	雑業	雑業	
3	所得金額	公的年金等	2,633,500

各種社会保険料
 生命保険料
 地震保険料の
 支払額がある方
 は該当欄へ記入
 (計算方法などは007
 ページ以降を参照)

各種社会保険料	84,600
生命保険料	139,620
地震保険料	
合計	224,220
生命保険料控除	153,600
地震保険料控除	
合計	153,600
医療費控除	129,500
合計	129,500
寡婦、ひとり親控除	8,700
合計	8,700

寡婦、ひとり親
 障害者に該当
 する方は記入
 (008ページを参照)

2か所以上から受給している方
 は合計収入金額を記入

005ページの計算表で計算
 して記入し、⑩・⑫へ転記

控除対象配偶者や扶養親族がいる場合
 氏名・生年月日・マイナンバー(個人番号)・続柄
 等を記入(009ページを参照)

21~22	配偶者控除・配偶者特別控除	トヨハシ ハナコ	29.10.9	0
23	扶養	トヨハシ タロウ	55.6.13	33

前年中に支払った医療費や特定一般
 用医薬品等購入費がある場合に記入
 (010ページを参照)

27	医療費控除	91,283
28	保険金などで補填される金額	0

4	所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	2,242,200
		生命保険料控除	630,000
		地震保険料控除	43,500
		寡婦、ひとり親控除	0,000
		勤労学生、障害者控除	0,000
		配偶者(特別)控除	380,000
		扶養控除	330,000
		基礎控除	430,000
		⑬~⑭の計	1,431,570
		雑損控除	
		医療費控除	146,080
		⑮~⑰の合計	1,446,178

それぞれの控除額を計算して記入し、
 合計金額も記入します。

申告書作成ツール
 なら計算不要です



収入が0の方・非課税所得(遺族年金など)のみの方の記入例

寡婦、ひとり親、障害者に該当する方は記入

(008 ページを参照)

- 寡婦またはひとり親…⑰または⑱の当てはまる方に (寡婦の場合は必要事項も記入)
- 障害者…⑳障害者控除欄に障害をお持ちの方の氏名と障害の程度を記入

例) 身体障害3級の場合: 身に○、3と記入、級に○

障害者控除対象者認定書の場合: 認に○、障害の程度を記入

⑰~⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input checked="" type="checkbox"/> 寡婦控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還 (平成30年11月)	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
⑳ 障害者控除	氏名 豊橋 たか子	障害の程度 3	⑳ 精度 級度
⑳ 障害者控除	氏名	障害の程度	㉑ 精度 級度
㉑~㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	生年月日	配偶者の合計所得金額 円
㉑~㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名	明・大昭・平	円
㉑~㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	個人番号		<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)
㉓ 扶養控除	フリガナ	生年月日	同居・別居の区分 続柄
	1 氏名	明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	個人番号		控除額 万円
	フリガナ	生年月日	同居・別居の区分 続柄
㉓ 扶養控除	2 氏名	明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	個人番号		控除額 万円
	フリガナ	生年月日	同居・別居の区分 続柄
	3 氏名	平・令	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
個人番号		控除額 万円	

控除対象配偶者や扶養親族がいる場合

氏名・生年月日・マイナンバー(個人番号)・続柄等を記入
(009 ページを参照)

該当する非課税所得に 、受給額を収入金額欄に記入

収入金額欄 【○】 1,800,000 円 【×】 180 万円

㉗ 医療費控除	支払った医療費等 A	保険金などで補填される金額 B	円	円
●非課税所得があった方は該当するものにチェック(<input checked="" type="checkbox"/>)を入れて、記入してください。				
非課税所得の種類			収入金額	
<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input checked="" type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> その他()			1,800,000 円	

整理番号	資料番号
現住所	豊橋市今橋町1番地
令和7年1月1日現在の住所	同上
フリガナ	トヨハシ タカコ
氏名	豊橋 たか子
生年月日	明・大昭・平 35年8月8日
電話番号	0532-51-2200
個人番号	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7

現住所・氏名・フリガナ
生年月日・電話番号
マイナンバー(個人番号)を記入
添付または提示する本人確認書類は
001 ページを参照

その他	ケ		
総合譲渡	短期	コ	
	長期	サ	
一時	シ		
2 所得金額	事業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	雑給	⑥	
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
①~⑥、⑩⑪の合計	⑫		0
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	⑰~⑱	2 6 0 0 0 0
	勤労学生、障害者控除	⑲~⑳	2 6 0 0 0 0
	配偶者(特別)控除	㉑~㉒	0 0 0 0
	扶養控除	㉓	0 0 0 0
	基礎控除	㉔	4 3 0 0 0 0
	⑬~⑳の計	㉕	9 5 0 0 0 0
	雑損控除	㉖	
	医療費控除	㉗	
うら	㉗の合計	㉘	9 5 0 0 0 0

⑫欄に右詰めで「0」(ゼロ)と記入

- 前年(令和6年)中に所得がなかった方は、該当するものにチェック()を入れてください。
 扶養・仕送り等 預貯金

収入がなかった方はうら面右下も記入

給与所得

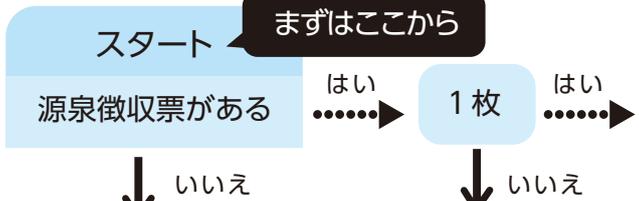
給与、賞与、賃金、パート収入など おもて 力 ⑥ (源泉徴収票がない方) うち「6 給与所得の内訳」 源泉徴収票など

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額を「力」へ転記

所得金額調整控除※に該当しない方は⑥へ転記

※所得金額調整控除について、詳しくは下のSTEP 02へ



下の STEP 01 ~ STEP 03 の順で給与所得金額を計算します

STEP 01 給与等の収入金額 (合計) ※社会保険料や所得税などが引かれる前の金額 _____ 円 **A** $\xrightarrow{\text{力へ転記}}$

Aの金額	給与所得金額 1円未満切捨て	Aの金額	給与所得金額 1円未満切捨て
~550,999円	0円	1,628,000円 ~ 1,799,999円	$A \div 4$ (千円未満切捨て) _____,000円
551,000円 ~ 1,618,999円	$A - 550,000$ 円	1,800,000円 ~ 3,599,999円	$A \div 4$ (千円未満切捨て) _____,000円
1,619,000円 ~ 1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円 ~ 6,599,999円	$A \div 4$ (千円未満切捨て) _____,000円
1,620,000円 ~ 1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円 ~ 8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
1,622,000円 ~ 1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円 ~	$A - 1,950,000$ 円
1,624,000円 ~ 1,627,999円	1,074,000円		

申告書作成ツールなら計算不要です

STEP 02 所得金額調整控除の計算 (該当する方のみ)

- あなたの給与等の収入金額が 850 万円を超え
 - あなた、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者(→009 ページ)である場合
 - 23 歳未満の扶養親族がいる場合
- あなたに給与所得と公的年金等の雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合

※1円未満の端数は切上げ

給与等の収入金額 (Aの金額) (最高 1,000 万円)	_____円	D
(D - 850 万円)	_____円	E
所得金額調整控除額 (E × 0.1)	_____円	F

給与所得金額 (Cの金額) (最高 10 万円)	_____円	G
公的年金等の雑所得の金額 (005 ページの Bの金額) (最高 10 万円)	_____円	H
所得金額調整控除額 (G + H - 10 万円)	_____円	I

おもて「力」の区分：1. に該当する場合は「1」、2. に該当する場合は「2」、両方に該当する場合は「3」を記入

※1. Fの金額がある場合で、かつ配偶者や扶養親族が他の人の扶養親族または同一生計配偶者とされており、あなたの「配偶者(特別控除)」、「扶養控除」または「障害者控除」の対象とならない同一生計配偶者や扶養親族であって、特別障害者または 23 歳未満である場合、その方についての必要事項をうら「15 所得金額調整控除に関する事項」に記入

STEP 03 給与所得の金額 (C - (F + I)) _____ 円 $\xrightarrow{\text{力へ転記}}$ ⑥へ転記

雑所得(公的年金等)



おもて キ ⑦



源泉徴収票



国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出年金などの所得

申告書作成ツール
なら計算不要です



遺族年金・障害年金などはこの欄には記入しないでください。



STEP
01

公的年金等の収入金額

(合計)

※社会保険料や所得税などが引かれる前の金額

A

キへ転記

STEP
02

昭和 35 年1月2日以降生まれの方

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額

A の 金 額	1,000 万円以下		1,000 万円超 2,000 万円以下		2,000 万円超			
	～1,299,999 円	-600,000 円 (赤字のときは0円)	～1,300,000 円	-500,000 円 (赤字のときは0円)	～1,300,000 円	-400,000 円 (赤字のときは0円)		
～1,299,999 円	-600,000 円	(赤字のときは0円)	～1,300,000 円	-500,000 円	(赤字のときは0円)	～1,300,000 円	-400,000 円	(赤字のときは0円)
1,300,000 円 ～4,099,999 円	-275,000 円	A×0.75	～4,099,999 円	-175,000 円	A×0.75	～4,099,999 円	-75,000 円	A×0.75
4,100,000 円 ～7,699,999 円	-685,000 円	A×0.85	～7,699,999 円	-585,000 円	A×0.85	～7,699,999 円	-485,000 円	A×0.85
7,700,000 円 ～9,999,999 円	-1,455,000 円	A×0.95	～9,999,999 円	-1,355,000 円	A×0.95	～9,999,999 円	-1,255,000 円	A×0.95
10,000,000 円～	-1,955,000 円	A	10,000,000 円～	-1,855,000 円	A	10,000,000 円～	-1,755,000 円	A

昭和 35 年1月1日以前生まれの方

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額

A の 金 額	1,000 万円以下		1,000 万円超 2,000 万円以下		2,000 万円超			
	～3,299,999 円	-1,100,000 円 (赤字のときは0円)	～3,300,000 円	-1,000,000 円 (赤字のときは0円)	～3,300,000 円	-900,000 円 (赤字のときは0円)		
～3,299,999 円	-1,100,000 円	(赤字のときは0円)	～3,300,000 円	-1,000,000 円	(赤字のときは0円)	～3,300,000 円	-900,000 円	(赤字のときは0円)
3,300,000 円 ～4,099,999 円	-275,000 円	A×0.75	～4,099,999 円	-175,000 円	A×0.75	～4,099,999 円	-75,000 円	A×0.75
4,100,000 円 ～7,699,999 円	-685,000 円	A×0.85	～7,699,999 円	-585,000 円	A×0.85	～7,699,999 円	-485,000 円	A×0.85
7,700,000 円 ～9,999,999 円	-1,455,000 円	A×0.95	～9,999,999 円	-1,355,000 円	A×0.95	～9,999,999 円	-1,255,000 円	A×0.95
10,000,000 円～	-1,955,000 円	A	10,000,000 円～	-1,855,000 円	A	10,000,000 円～	-1,755,000 円	A

B
⑦へ転記

雑所得(業務・その他)



おもて クケ ⑧⑨⑩



支払調書など



- 業務雑…原稿料、講演料、シルバー人材センターの報酬などの業務から生じた所得
- その他…生命保険の年金(個人年金保険)や暗号資産取引などによる所得



家内労働者等に該当する方は、雑所得の金額の計算に特例があります。詳しくは豊橋市のホームページをご覧ください。

豊橋 家内労働者



クへ転記

ケへ転記



業務に係る雑所得の収入金額	(合計)	円	C
必要経費		円	D
差引金額 (C-D)		円	E

その他の雑所得の収入金額	(合計)	円	F
必要経費		円	G
差引金額 (F-G)		円	H

⑧へ転記

⑨へ転記

雑所得の金額 (B+E+H)

⑩へ転記

事業所得(営業等・農業)・不動産所得



おもて アイウ ①②③

うら「7 事業・不動産所得に関する事項」



収支内訳書



事業	営業等	卸売業、小売業、飲食店業、サービス業などの営業から生ずる所得のほか、外交員、医師、弁護士などの事業から生ずる所得
	農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得
不動産		地代、家賃、土地家屋の権利金などの所得



■ 所得金額＝総収入金額－必要経費－専従者控除額－(該当する場合 青色申告特別控除額)
収支内訳書で所得金額を計算し、申告書と一緒に提出します。

■ 白色申告の場合 事業専従者 1 人につき、次の①、②のいずれか少ない方の金額が専従者控除額となります。
① 86 万円 (配偶者以外の場合は 50 万円) ② (専従者控除を差し引く前の所得金額) ÷ (専従者の数 + 1)

■ 家内労働者等に該当する方は、事業所得・雑所得の金額の計算に特例があります。
詳しくは豊橋市のホームページをご覧ください。

豊橋 家内労働者



総合課税の利子所得



おもて エ ④



収入金額がわかるもの



国外で支払われる預金等の利子など、源泉分離課税の対象とならない所得



収入＝所得

⚠ 特定公社債等の利子などの所得は総合課税の利子所得として申告することはできません。

総合課税の配当所得



おもて オ ⑤

うら「8 配当所得に関する事項」



収入金額がわかるもの



株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や証券投資信託の収益分配などの所得



所得＝配当等の収入金額(所得税などが引かれる前の金額)－負債の利子

⚠ 令和 6 年度から所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

総合課税の譲渡所得・一時所得



おもて コサシ ⑪

うら「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」



収入金額や必要経費がわかるもの



申告書うら面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を参照してください。
特別控除が譲渡所得と一時所得それぞれ 50 万円まであります。

総合課税の譲渡所得



ゴルフ会員権や^{きんじがね}金地金、機械などの資産の譲渡から生ずる所得

譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により長期(5年超)と短期(5年以内)に区分されます。

一時所得



賞金・懸賞^{きんじがね}当選金品・生命保険の満期返戻金などの一時的な所得

所得から差し引かれる金額(所得控除)

- 凡例
- 控除の説明
- 申告書の記入箇所
- 控除の計算方法
- ご注意
- 添付または提示

社会保険料控除

おもて ⑬

国民年金保険料は控除証明書、領収書

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、国民年金や厚生年金の保険料、介護保険料などを、あなたが支払った場合の控除

生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落とされている国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料はあなたの控除の対象とはなりません。

小規模企業共済等掛金控除

おもて ⑭

控除証明書、領収書

小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金(旧第二種共済契約を除く。)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金および個人型年金加入者掛金または地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を、あなたが支払った場合の控除

生命保険料控除

おもて ⑮

控除証明書

あなたやあなたの配偶者または親族を受取人とした生命保険料をあなたが支払った場合の控除

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

旧生命保険料(一般)		旧個人年金保険料	
(合計)		(合計)	
支払った保険料	_____円 A	_____円 B	
A B の金額	控除額	控除額	
~15,000円	A の金額 _____円	B の金額 _____円	
15,001円~40,000円	$\text{A} \div 2 + 7,500$ 円 _____円	$\text{B} \div 2 + 7,500$ 円 _____円	
40,001円~70,000円	$\text{A} \div 4 + 17,500$ 円 _____円	$\text{B} \div 4 + 17,500$ 円 _____円	
70,001円~	35,000円	35,000円	

控除額に1円未満の端数がある場合、その端数は切り上げて差し支えありません。

申告書作成ツールなら計算不要です



平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に基づく保険料

新生命保険料(一般)		新個人年金保険料		介護医療保険料	
(合計)		(合計)		(合計)	
支払った保険料	_____円 E	_____円 F	_____円 G		
E F G の金額	控除額	控除額	控除額		
~12,000円	E の金額 _____円	F の金額 _____円	G の金額 _____円		
12,001円~32,000円	$\text{E} \div 2 + 6,000$ 円 _____円	$\text{F} \div 2 + 6,000$ 円 _____円	$\text{G} \div 2 + 6,000$ 円 _____円		
32,001円~56,000円	$\text{E} \div 4 + 14,000$ 円 _____円	$\text{F} \div 4 + 14,000$ 円 _____円	$\text{G} \div 4 + 14,000$ 円 _____円		
56,001円~	28,000円	28,000円	28,000円		
合計	$\text{C} + \text{H}$ (最高 28,000円) C のみについて適用を受ける場合は最高 35,000円 _____円 K	$\text{D} + \text{I}$ (最高 28,000円) D のみについて適用を受ける場合は最高 35,000円 _____円 L	J (最高 28,000円) _____円 M		

生命保険料控除額 (最高7万円)
(**K** + **L** + **M**) _____円

.....▶ ⑮へ転記

申告書の左側⑮にも支払った各保険料の合計額を記入してください。

地震保険料控除



おもて ⑬



控除証明書



損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合の控除



平成 18 年末までに契約した長期損害保険料等（保険または共済期間が10年以上で満期返戻金があるもの）については、旧長期損害保険料として従来どおり控除の対象となります。

申告書左側 ⑬へ転記

控除額に 1 円未満の端数がある場合、その端数は切り上げて差し支えありません。



地震保険料支払金額	_____円	A	旧長期損害保険料	Bの金額	控除額	D
旧長期保険料支払金額	_____円	B		~5,000円	Bの金額	
地震保険料	Aの金額	控除額	C	5,001円~15,000円	B×0.5+2,500円	D
	~50,000円	A×0.5		_____円	_____円	
	50,001円~	25,000円		15,001円~	10,000円	
地震保険料控除額 (C + D)				(最高 25,000 円)		_____円

⑬へ転記

寡婦・ひとり親控除



おもて ⑰~⑱



あなたが寡婦またはひとり親である場合の控除（以下の条件をすべて満たす必要があります）

- あなたの令和6年中の合計所得金額が 500 万円以下でありかつ
同世帯の方の住民票の続柄に「夫（未届）」または「妻（未届）」の記載がない場合で下記に当てはまる方

区分	対象	控除額
寡婦	夫と離婚した後婚姻していない方で、合計所得金額が48万円以下の扶養親族（生計を一にする子は除きます。）がいる方	26万円
	夫と死別した後婚姻していない方または夫が生死不明などの方	26万円
ひとり親	現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、令和6年中の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。）がいる方	30万円

勤労学生控除



おもて ⑲



学生証など



あなたが令和6年12月31日現在、学生または生徒で、令和6年中の合計所得金額が 75 万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合の控除（控除額26万円）

障害者控除



おもて ⑳



手帳または証明書



令和6年12月31日現在、あなたや同一生計配偶者、扶養親族が以下に当てはまる場合の控除

区分	対象	控除額
障害者	身体障害者手帳	26万円
	療育手帳	
	障害者控除対象者認定書（障害者）などの交付を受けている場合	
	精神障害者保健福祉手帳	
	戦傷病者手帳	

次ページへ
続きます→

区分	対象	控除額
特別障害者	障害者のうち ■ 身体障害者手帳 1・2 級 ■ 療育手帳 A 判定 ■ 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ■ 障害者控除対象者認定書(特別障害者)の方など	30万円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者、扶養親族のうち、あなたや配偶者、あなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している方	53万円

配偶者(特別)控除



おもて ⑳～㉓ (別居の場合)うら「12 別居の扶養親族等に関する事項」



あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除

- ⚠ あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除も配偶者特別控除も受けられません。
- ⚠ 配偶者が事業専従者に該当する場合や、他の人の扶養親族として扶養控除または障害者控除の対象とされている場合は配偶者控除も配偶者特別控除も受けられません。
- ⚠ 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

種類	あなたの合計所得金額			
	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者 <small>※昭和30年1月1日以前生まれ</small>	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超～100万円	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円	6万円	4万円	2万円
	130万円超～133万円	3万円	2万円	1万円



あなたの合計所得金額が1,000万円を超え、生計を一にする配偶者(事業専従者や他の人の扶養親族とされている場合を除きます。)の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者の氏名等の記入に加え、「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」にチェック☑を記入

扶養控除



おもて ㉔ (別居の場合)うら「12 別居の扶養親族等に関する事項」



あなたと生計を一にする親族のうち、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の者がいる場合の控除(配偶者、事業専従者や他の人の扶養親族とされている者を除く。)

区分	対象	控除額
一般	平成 18 年 1 月 2 日～平成 21 年 1 月 1 日 または 昭和 30 年 1 月 2 日～平成 14 年 1 月 1 日 までの間に生まれた方	33万円
特定	平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日 までの間に生まれた方	45万円
老人	昭和 30 年 1 月 1 日以前 に生まれた方	38万円

区分	対象	控除額
同居老親等	老人扶養親族のうちあなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者と同居している方	45万円
16歳未満	平成21年1月2日以後に生まれた方	なし

基礎控除



おもて ⑳



あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に下の表のとおり適用される控除



合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	0円

雑損控除



おもて ㉑



損失を証明する書類



あなたや、令和6年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族の方が、災害や盗難、横領などにより住宅や家財などの損害を受けた場合の控除



次の1か2のいずれか多い方の金額

1. 差引損失額－総所得金額等×10%
※差引損失額＝「損害金額」－「保険金等補填金額」
2. 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

医療費控除



医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例はどちらか一方を選んで申告してください。



医療費の領収書の添付または提示のみでは、控除が受けられません。医療費控除の明細書等の添付が必要です。



明細書を作成する際に使用した医療費の領収書やセルフメディケーション税制による医療費控除の特例における一定の取組を行ったことを明らかにする書類は申告期限から5年間ご自宅で保管する必要があります。

通常の医療費控除



おもて ㉒



医療費控除の明細書(添付書類台紙の裏面)
医療費通知



あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和6年中に支払った医療費がある場合の控除



医療費控除の明細書(添付書類台紙の裏面)を参照してください。

セルフメディケーション税制による 医療費控除の特例



おもて ㉓ 区分欄に「1」



医療費控除の特例の明細書



あなたが健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和6年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除



(支払った金額－保険金などで補填される金額)－12,000円(控除額は最高88,000円)



この手引きで使用している用語の詳しい解説はこちらからご確認ください



5. 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

希望がある場合は、選択してチェック

うら 14. 寄附金に関する事項



控除証明書、領収書 (↓ふるさと納税の場合)
特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書



あなたが令和6年中に次の(ア)～(オ)の団体に対して支払った寄附金の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。なお、申告書を提出する場合は「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が無効となりますので、14「寄附金に関する事項」最上段の「都道府県・市区町村分(特例控除対象)」欄にふるさと納税ワンストップ特例の申請を行った寄附金を含めた合計額を記入してください。

(ア) 都道府県・市区町村(特例控除※対象) (イ) 都道府県・市区町村(特例控除※対象以外)
※ふるさと納税の対象として総務大臣から指定を受けている都道府県・市区町村をいいます

(ウ) 愛知県共同募金会 (エ) 日本赤十字社愛知県支部 (オ) 愛知県と豊橋市が条例で指定した団体等



愛知県と豊橋市が条例で指定した団体について、詳しくは本市ホームページ「愛知県と豊橋市が条例で指定している市民税・県民税の寄附金税額控除の対象団体はどれですか?」をご確認ください。

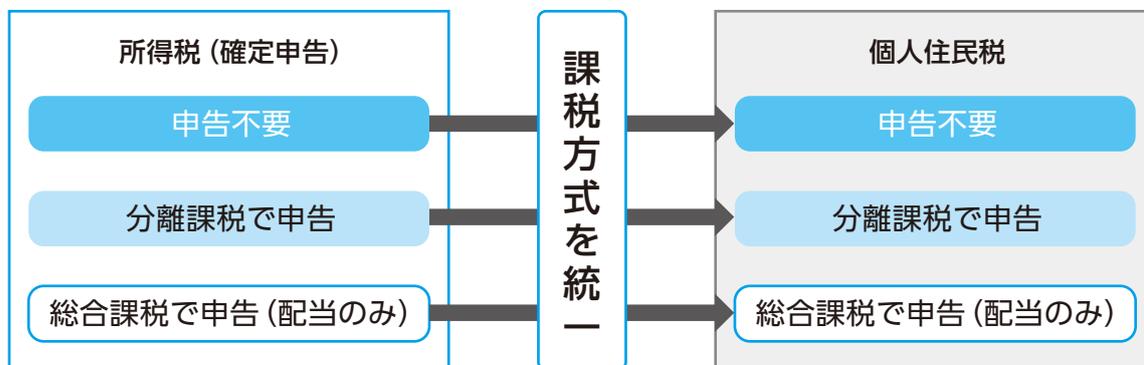
豊橋 条例 寄附金



上場株式等に係る配当所得等について



所得税と異なる課税方式の選択制度については令和5年度分の申告で終了しました。令和6年度分の市民税・県民税の申告から所得税の課税方式と一致させることとなりました。



※源泉徴収されない特定口座(簡易申告口座)および一般口座での取引に係る株式等譲渡所得等、大口株主等分の上場株式等の配当所得等、一般株式等の配当所得等を申告不要とすることはできません。

- 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額について申告される場合は、確定申告書(第二表)の住民税に関する事項にご記入ください。

確定申告書(第二表) 住民税項目より抜粋

住民税	非上場株式の 少額配当等 円	非居住者の 特例 円	配当割額 控除額 円	株式等譲渡 所得割額控除額 円